

《ワールドワイドビジネス研究センター主催・スタッフセミナー》

わが国の海事仲裁の現状と国際化への課題

講師：立石 孝夫氏（日本海運集会所）

日時：2002年12月9日（月）15：15～

場所：扶桑館2階マルチメディアルーム1

（司会）上北 武男（同志社大学法学部教授）

（発言）佐藤 幸夫（同志社大学法学部教授）

松尾 健一（同志社大学大学院法学研究科博士課程（後期））

中井 陽一（同志社大学法学部卒・2003年4月：司法修習生）

野田久美子（同志社大学大学院法学研究科博士課程（前期））

森本 悟（同志社大学大学院法学研究科博士課程（前期））

竹原 信也（同志社大学法学部）

渡邊 泰子（同志社大学大学院法学研究科博士課程（前期））



はじめに

【司会・上北】

早速セミナー「わが国の海事仲裁の現状と国際化への課題」を始めさせていただきます。

ご発言のさいには最初にお名前を言っていただきたいと思います。後にセミナーの内容を会誌に発表したいと思っておりますので、発言の内容についてあるいは皆様方に見ていただかなければならないようなことがあろうかと思えます。ぜひお名前を忘れずにお願いいたします。なお、私自身が尋ねたいことにつきましては事前に7~8項目を用意しておりますが、これはあくまでもここで皆様から質問が出なかったときのことを考えて用意したもので、最初に皆様の方で先ほどの講演について質問がございましたら、それをまずやっていただき、後で私の方で補充的な質問をしたいと思っています。それではどなたからでも始めていただきたいと思えます。それぞれのテーブルにワイヤレスマイクがありますので、それをお使いいただけたらと思います。

討 論

【松尾】

法学研究科の松尾と申します。

日本の仲裁制度の特徴として、職権探知主義が採られており、例えば損害の請求原因等について当事者の申し立てていないものを採用することもあるということをお聞きしました。そこで、まず請求額については例えば当事者が請求した以上に認定したりすることは可能なのかということと、実際そういうことをした事例というのはあるのかということをお聞きしたいのですが。

【立石】

まず第2の点についてですが、申立人が請求する損害額以上のものを認定したことは、さすがにありません。しかしながら、理論的には、請求金額とは別に、申立人が実際の損害額が8000万円なのか1億円なのかを証明できない場合には、仲裁人が職権探知をした結果、8000万円を上回る損害額が認定される可能性はあると考えています。その根拠としては、仲裁規則の第29条（損害額の認定）があります。損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、仲裁人会は審理の結果に基づき相当な損害額を認定することができる、と規定しております。これは新民訴248条とほとんど同じ規定です。申立人の証明の仕方にもよりますが、性質上損害の証明が困難であるということで、

相当の額が認定されるということはありません。これまでの事例ではありません。

【司会】

松尾さん、それによろしいですか。あわせて私の方から質問したいのですが、仲裁における審理手続の問題、あるいは処分権主義の問題も入ってくるように思いますが、確かに日本の公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律、従来の民事訴訟法中の仲裁に関する規定の中では、職権探知、当事者の審訊、事実関係の探知というのは法律で認められておりますので、お話の通りだろうと思います。ただ、今日、お話を聞きながら思ったのですが、私の認識と若干違っておりますのは、国際商事仲裁協会でお尋ねしたときにもそうであったのですが、基本的にはやはり当事者の主張がまずあって、事実の認定、損害額の認定をする。弁論主義的なやり方というのが審理の中心であったように思います。弁論主義、それも先ほどの講演の中でもお話がありました。民事訴訟ですと、弁論主義をとらないと訴訟の基本原則に反して、判決の承認・執行のところで支障がでてきます。今日もそのような指摘がありました。職権探知というふうにおっしゃっても、一方的に、当事者が何も主張しない、あるいは証拠にも現れていない、そういうように、なんの手がかりもないところで職権探知で事実を調査されるのかどうか、そのあたりのところをお聞きしたいと思います。

【立石】

それはおっしゃる通りで、原則は当事者主義で当事者がまず主張・立証して、それが終わった後、その主張・立証によっても本件の真実が明らかにならないという場合に、仲裁人が職権でさらに真実を探求するということです。最初から主張・立証が尽くされない段階で職権を行使するということはありません。それは同じです。特に損害賠償責任がどうもはっきりしない、つまり当事者の主張・立証の趣旨はわかるが、それだけで被申立人に責任があるのかどうかということがはっきりしないことも多いのです。そのときに、職権でさらにどういう事実関係があるかということを調べ、その上で賠償責任が確定するというように、手続の初期の段階ではなく、ある程度主張・立証が尽くされた後で職権探知権が行使されます。そして、賠償責任が認定された後も、賠償額の認定にあたって、先ほどのSG丸仲裁にありましたように、鑑定人を使って船の価値が今いくらあるのかといったことを、当事者がそれを申請しなくても、職権で調べるということもあります。これは、手続の最終段階ですね。

【司会】

司会者ばかり話をするのはいけません。他にどなたか、この問題に関連して質問はありませんか。あるいは他の問題でも結構ですのでなにかありませんか。

【中井】

57期修習予定者の中井と申します。今のお話に関連してですが、通常民事訴訟でしたら、手続保障の観点からそういう職権調査の前に積極的な釈明等によって当事者の主張を促すというのが主流だと思いますが…。とすると、海事の仲裁においては若干釈明等が少なくなっているという感じでよろしいのでしょうか。

【立石】

いえ、そういうことではありません。釈明も十分させております。その後で、それでも真実あるいは賠償責任が確立しないというときに、職権で調査するということです。当事者に質問をし、あるいはもう少し証拠がないですかって言って立証を促し、それでも十分な証拠が出てこないときに、そこで初めて、裁量により職権探知を行うという実務になっています。

【司会】

それでは他に何か。

【佐藤】

先ほど仲裁判断までいわずに仲裁途中の和解という形で最終的な結果が出るということも多いというお話でしたが、とすると規則の8条に調停という制度も存在しますが、ここでいう仲裁をしながら最終的には和解で解決がなされるという場合と、ここでいう調停の場合とではどんな、何か基本的な違いがあるのでしょうか。と申しますのは、関連するかどうか解りませんが、先ほど堪航能力担保義務の問題が出てきて、裁判外で紛争の解決をする場合の抛り所というか準抛法と言ってしまおうときついのかもわかりませんが、それを法律の特定の、例えば商法と国際海上物品運送法では先ほどの説明にもありましたように無過失責任と過失責任との違いがありますから、そのへんほかの民事調停の場合の譲り合いのような形で紛争が解決できるのであれば、抛り所もまたいろいろなことになってもいいのではないかという気がするからです。

【立石】

まさに佐藤先生がおっしゃる通りです。規則第8条に仲裁前の調停の試みを入れた目的は、まさに当事者が権利義務をがちがちと主張しあう前に、調停の試みをして、法的判断を行う仲裁とは離れたところで、迅速簡便に当事者の利益を調整できるのであればベストではないかということです。これは、仲裁を申し立てた後、仲裁手続に入る前に別途の調停規則に基づいて行うものです。当事者は手続的にいつでも、調停が気に入らなければやめて、仲裁に入っているのですが、調停で費用も安く短期に解決できれば、それはそれで素晴らしいことだと思います。

す。いわゆる、英米の方でも注目されるメッダープ、ミーダープと読む方もおられますが、mediation と、arbitration を組み合わせた Med/Arb という調停前置仲裁という枠組み、いわゆるハイブリッド（組み合わせ）の紛争解決方法の一つです。調停が成立すればそれで終わり、不幸にしてそれが整わない場合には仲裁に移行できるというメッダープを昨年9月の新規則から取り入れたということです。私が説明していないところを指摘していただいてありがとうございます。

【司会】

引き続き、何かございませんか。私自身はその前の問題に引っかかっておりまして、司会者の権限濫用かもしれませんが、仲裁の中での和解とか調停とかいう別の手続による紛争解決についてです。全然、立石さんとは認識が違うのですが、調停にあたった人あるいは和解の斡旋をした人が仲裁人になるのが最良であると言われましたが、その点が気になっています。例えば、私自身の認識では仲裁というのは法的な判断、法的な紛争の解決という認識が強いものですから、そこに和解や調停をセッティングする、接続することについて、非常に抵抗を覚えています。これはあるいは現実を見ていないというところに誤りがあるのでしょうか。

【立石】

現実には上北先生のご認識の通りです。世界の流れは、仲裁途中で調停や和解斡旋が必要であれば別途の調停人をたてなさいということで進んでおります。ただ私が見る限り、80年代から最近までは仲裁途中で和解を試みること自体、だめだと英米では言っていたと思います。いわゆる common-law の国では80年代の半ばくらいから、当事者主義をより一層強めてきたと思うのです。当時は、仲裁に合意している限りは、仲裁できちんとした判断を出してもらうことが当事者の意思なのであって、仲裁途中で和解を試みること自体がけしからんという論調だったと思います。ただそれが時代の流れ、あるいは仲裁の長期化、高額化の中で、やはり和解を試みるのが当事者の利益に適うこともあるという認識が高まり、英米においても当事者が望めば仲裁手続中に和解を試みてよいという方向へ流れてきました。現在、ロンドンおよびニューヨークの海事仲裁では、仲裁途中で積極的に和解を試みております。そのための規則も制定しています。ただ日本や中国のアプローチと違うのは、そこで必ずキャップを代えてください、別の人を調停人として帽子をかぶり直してください、そうしないと手続保障に反するのだというところですね。世界の流れはそうだと思います。

ただ私は、調停人が和解をより成立しやすくするには、その前の仲裁手続の段階から事実関係を知っている人でないと難しいという立場に立っています。このため、仲裁人が調停人を兼ねるのがベストだということを言っており、これは CIETAC（中国国際経済貿易仲裁委員会）の東さんの考えと同じです。私が国際会議に出席した限りでは、英米の専門家もそこまでは解

ったと言ってくれます。つまり、仲裁人が調停人の帽子をかぶって当事者に和解をすすめる、そこまではよいかもしれないと言います。ただ、調停が不調に終わったときどうするのかという反論が出てきます。厳格な当事者主義ではない調停または和解手続の中では、権利・義務を主張しあうのではなく、当事者からかなり本音が出ます。それを調停人が聞いてしまって、その調停が成功せずに仲裁を再開しなければならないとき、一方当事者の本音や不利な事実を知ってしまった仲裁人はそれを忘れることはできないではないか。あるいはそれによって仲裁判断が歪められるのではないか、そこが心配なのだ、それが手続保障に反するのだという反論を聞いております。

確かにそれは一理あると思います。ただ、そこで私が再反論するのは、いや海運集会所の仲裁においては調停といっても、損害賠償額の歩み寄りのお手伝いをするための調停または和解なのであって、賠償責任があるかどうかというところは仲裁手続の中でほぼ決まっている。責任の所在についてはほぼ決まっているが、仲裁人が損害額の認定は難しいという心証をもつ場合に、額の歩みよりを勧めるということです。たとえば、申立人が1億円を請求している場合に、8000万円とか6000万円でも受け容れられるのかどうか。あるいは被申立人も請求棄却を主張していたが、4000万、5000万と歩み寄れるのではないかと。判断までいけば、1億円になるかゼロになるかという案件で、当事者はそれでよいのかということです。100対ゼロで今までの取引関係が台無しになって、もう取引は続けないということになることもあります。そうであれば、仮に仲裁人の法的判断によれば賠償責任は100パーセントで賠償額1億円を認定することになるとしても、調停手続ではそれを明かさずに、賠償額で歩み寄れますかということを試みるのです。6000万円ですみ寄れるのであれば、それはそれで当事者が納得したものですから。申立人には6000万円の賠償金が入り、被申立人は仲裁判断になれば1億円を払うかもしれないけれど6000万円で済むという結果になります。

さらに、仮に調停・和解手続の中で一方が不利な情報を明かしたとしても、仲裁規則によって、その情報は仲裁判断の材料にはならないと縛っております。もっとも、私の経験では、海運集会所の仲裁途中の和解・調停で当事者が自分に不利な本音を喋るということはまずありません。調停途中でも仲裁手続と同じように自らの権利を主張し相手の義務違反を問うということで、本音というか自分の不利な情報がそこに出るということはないのです。もちろん、賠償額としていくら払ってもよいということ以外にはですが。ですから、仮に調停が不調に終わり、仲裁を再開せざるを得ない場合に、100対ゼロだから1億円の賠償額になったとしても、それは当事者の意思であると考えております。

【司会】

他にありませんか。問題が変わっても構いませんので、どうぞ。野田さん、かねてから疑問に思っておられることをどうぞ質問してください。

【野田】

法学研究科の野田と申します。

今回のお話と直接的には関係ないことになってしまうと思うのですが、通常日本ではなされないような懲罰的損害賠償を含む仲裁判断は、元になる法律が認めているなら日本での執行はできるのでしょうか。

【立石】

法が認めているということですね。まず、懲罰的損害賠償を命じた外国判決の執行の問題をお話ししてよろしいですか。執行地の裁判官が外国判決の承認・執行を判断するのですが、アメリカのカリフォルニア州地裁が日本当事者の不法行為責任に対して懲罰的損害賠償を科し、その判決を得たアメリカの原告が東京地裁で日本の被告に対する執行を求めた事例がありました。外国判決の承認・執行ですが、裁判官は懲罰的損害賠償を命じた判決の部分については執行を許可しなかったのです。これは最終的に最高裁まで争われましたが、わが国裁判所が懲罰的損害賠償を認めない理由の一つとして、民事責任に懲罰的損害賠償を科するという概念は日本の司法の基本原則と相容れない、すなわち公序に反するというものであったと思います。

次に外国仲裁判断の場合を考えますと、例えばアメリカの仲裁で、日本の当事者に懲罰的損害賠償責任が科されたとしましょう。通常の損害賠償であれば1000万円のところを、不法行為に悪意があったとして、プラス5000万円の懲罰的損害賠償を加えて合計6000万円の外国仲裁判断が出され、アメリカの当事者が東京地裁等に執行を申し立ててきた場合などでは、私は1000万円については執行を認められると思いますが、5000万円の懲罰的損害賠償責任を科した部分については、執行は拒否されるのではないかと思います。確かにニューヨーク条約という枠組みの中で外国仲裁判断は執行されるので、外国判決の執行とは執行の基準が違いますが、ニューヨーク条約第5条2項は、判断執行地の公序違反による執行拒否を認めていますので、日本の裁判官もおそらく懲罰的損害賠償責任については、ニューヨーク条約のもとでも執行を認めないと考えております。

【野田】

もう1点ですが、外国の事件を日本で仲裁判断する場合に日本の仲裁人が懲罰的損害賠償を認めた仲裁判断を出すことはできるのでしょうか。

【立石】

それはおそらく出さないとはいえませんが、理論的には可能ですが、今申し上げたように、日本の司法の基本原則が懲罰的損害賠償責任というものに馴染んでおりません。そうであれば、仲裁は確かに裁判に代わる手続で柔軟なのですが、私は多分仲裁人の正義の観点からこそ

れは認めないのではないかと考えております。仮に懲罰的損害賠償責任を外国の当事者に科するような国際仲裁判断を日本で出したとします。それを執行する場合には、通常は外国の当事者が住む地の地裁等に執行の申し立てををすると思うのです。そうすると、懲罰的損害賠償は現状ではアメリカ以外ではほとんど認められないのではないかと考えられますので、懲罰的損害賠償責任を科した仲裁判断というのは執行を拒否される可能性が高く、仲裁人がそのリスクまで考慮した上で判断するというのは現実にはできないと思います。先ほども述べましたが、外国仲裁判断の承認・執行ではニューヨーク条約第5条2項によって、執行国の公序に反するという事で、アメリカ以外の地ではその執行を拒否されるということになるのではないかと考えております。その前に、日本の仲裁人であれば、おそらく懲罰的な責任は科さないと考えます。

【佐藤】

その場合、前提になっている仲裁契約の中で準拠法、それこそ契約上、集会所でお出しになっている form ですと準拠法の指定約款がありますが、そのときに懲罰的損害賠償を認める国が州かなにかの法をあらかじめ契約の中で予定していて、しかも相手方がその国の人だったということもありましょうか、それでも日本は出さないということでしょうか。

【立石】

そういう事例は余りないのですけれど。海運集会所の標準契約書式の準拠法は日本法になっていますが、仮にこれをアメリカ法、あるいはカリフォルニア州立法に修正していた場合を想定してみます。TOMAC 仲裁人も本契約にはカリフォルニア州立法が適用になるのだという前提で、当事者、特に申立人であるアメリカの申立人、あるいは代理人弁護士がカリフォルニア州では懲罰的な損害賠償を認めているのではないかと、本件でも認めてくれと主張してきたときに、それを認めない、と言えるかどうか。

ただ、懲罰的損害賠償を認めた仲裁判断の執行可能性まで考えないといけないと思うのです。船会社がらみの仲裁判断の執行というのは非常に容易な面があります。というのは船会社の大きなアセット、財産の一つに船舶があり、船というのは世界各地を航海して仕事をするものだからです。例えば本船がアメリカの港に行ったときに、仲裁判断の執行のためにこれを差し押さえ、向うで執行手続をするというのは容易でしょう。そういうことを考えれば、外国仲裁判断なので、TOMAC が出した判断を判断地で執行するとは限らないではないか。懲罰的損害賠償責任を認める地で執行することは十分可能なのであって、本契約の準拠法に基づいて判断してくれと。これはある意味で説得力があるのですが、実際に仲裁人が認めるかどうかは分かりません。

【司会】

今のお話は、仲裁人が日本人の場合ですね。

【立石】

そうですね。

【司会】

非常に微妙な難しいところです。他に何かございませんか。

【松尾】

今のところでニューヨーク条約で執行拒否という話が出ました。その際、執行を拒否するのは各執行裁判所ということになると思うのですが、他方、今日のお話の中で仲裁判断を取り消すというお話もありました。その取消はどういう機関がどういう手続にのっとってどういう権限ですることになるのでしょうか。

【立石】

仲裁判断の取り消しは、通常は判断の出された地で相手方がその国の仲裁法に基づき取り消しの訴えを出すのだと思います。例えば日本で出された仲裁判断であれば、日本で仲裁法に基づいて取り消しの訴えを出すということです。日本の仲裁法では、第805条に規定されています。原則は、仲裁契約に指定された簡易裁判所または地方裁判所に訴えを提起しますが、仲裁契約にはこの記載がないことがほとんどです。この場合は、本案について管轄権を有する簡易裁判所または地方裁判所となります。海運集会所では、仲裁判断書の中に仲裁判断に関する管轄裁判所を通常は東京地裁と指定します。

被申立人としては、仲裁判断の地で判断の取り消しを申し立てる方法と、もう一つ、申立人が仲裁判断の執行を求める国で、その承認・執行を争うという方法があります。取り消す場合には仲裁地の国になると思いますが、判断の執行の場合は様々な国があり得ます。先ほどの船の例ですと、船が行っている国で船を差し押えて、その地の管轄裁判所で仲裁判断の承認・執行を求めるということもあるでしょうし、あるいは被申立人の本拠地のある管轄裁判所に執行を申し立てる場合もあるでしょう。

このため、仲裁地で取り消された仲裁判断が、執行地で承認され執行されたという事例もあります。逆に判断は取り消されなかったけれども、執行の地で承認もされなかったということもあります。やはり、仲裁判断を取り消す国と仲裁判断の承認・執行をする国の法律や解釈が違いますので。同じニューヨーク条約の締約国とはいえ、条約第5条1項は、準拠法または仲裁判断の地で仲裁契約が無効であるとか、当事者が適用となる法の下で無能力であるといった

場合に、執行地の裁判所は外国仲裁判断の執行を拒否できると規定しております。また、第5条2項では、執行地の公序や仲裁可能性が拒否事由に加わってきます。つまり、仲裁判断が出された地と、承認・執行が求められる地での基準が違ってくるといことで、同じ仲裁判断について結論が同じではないと認識しております。

【司会】

他に何かありませんか。どうぞ。

【中井】

とても素人的な質問になり申し訳ありません。先ほどの講演の際に商品が水濡れしてしまったというものがあって、仲裁人の方がハッチカバーに少し隙間があったということを認定されたということなのですが、やはりそういうときは、仲裁人が船まで行って実際に見て証拠調べをしたりするということはあるのでしょうか。もしあるとすれば、例えば海外に船があるというような場合、とても費用がかかると思うのですが、日本海運集会所の資金というのは、先ほど表にされていた納付金だけでまかなえているのでしょうか。

【立石】

事業規模から先に申し上げますと、仲裁納付金でまかなうというのはほんの僅かです。パンフレットには書いてありませんが、海運集会所の予算総額は3億円強です。事業費・管理費をあわせて3億円かかるということになります。そして、仲裁の納付金でまかなうのはせいぜいその1割、3千万円から多い年で5千万円くらいです。ですから8~9割は他の収入によるのです。大きいのは会員からの会費収入で約1億円あります。海運集会所は社団法人で会員から年会費を納めてもらってまして、これがほぼ1億円あります。会員数は現在約380社で、最低1口10万円から最高33口330万円まで、各社の資本金に応じて納めていただいております。これで3億円の予算の半分です。その他は、契約書式の売り上げ、刊行物の売り上げあるいは海事データベースの売り上げ、広告料などでまかないます。海運集会所では、雑誌「海運」とか海事法研究会誌などの雑誌や、船舶明細書といって、船の全長、幅、エンジン馬力、積載トン数などの要目を記載した明細書などを刊行し、またこれらをデータベースにして販売しています。それで残りの1億数千円売り上げております。ですから、仲裁は主たる事業のひとつですが、それだけでは全然立ち行かないということです。

最初のご質問で、もしそういう調査が必要であればもちろん行きます。とくに本船が堪航性を有しているか否かとか、メンテナンスの状態を確認するために実際に出かけた案件はありません。ただし、仲裁費用はタリフ化されていると申しましたが、そういう特別な調査費が必要な場合は当事者から別途いただいております。基本的には当事者の主張・立証によるのですが、

当事者が本船の状態を検船してほしいという要望を出す場合と、仲裁人が職権で検船する場合があります。ご質問の仲裁事件では、申立人船主が裁判所で和解した内容（和解調書）が証拠として提出されるなどして、事実関係が一応ははっきりしておりましたので、検船まではしませんでした。ただ、それでもはっきりしない場合で、職権調査を要するということになると、本船が例えば横浜港に入港したタイミングで仲裁人が出向き、検船することもあります。一般には稀です。

【司会】

何か、続けて、ご質問ありませんでしょうか。それでは司会者の私の方で用意しました質問です。極めて初歩的な質問から始めたいと思います。

日本海運集会所では仲裁の仕事が中心だと思いますが、その他に相談や斡旋というお話がありました。普通、仲裁の場合では仲裁契約というものがあつて、すぐにその手続に入れると思いますが、相談とか斡旋の手続のなかで両当事者、つまり、それぞれの会社に仲裁手続による解決はどうかというふうに勧める場合もあるかと思いますが、そのときにどういうメリットを強調されるのですか。先ほどもありましたように、実際に仲裁になって鑑定などを利用すると相当費用がかかると思います。いくら tariff 化されていても、当事者の負担というのは難しい事件であればかなりのものになるかと思つています。そういうときに仲裁手続をお取りになったらどうかと勧めるときのセールスポイントはどういうものなのでしょう。

【立石】

まず、私共が相談を受ける場合には相談料はいただいていません。会員は無料です。紛争、クレームになっている場合には、仲裁を申し立てる前になるべく交渉で解決していただくのがベストだと考えており、相談の段階で海運集会所のウェブサイトの1800件の海外判例やクレーム Q & A、あるいは仲裁判断160件を参考にし、解決策を探っていただきます。個別のクレーム相談ですと、主張を聞き、その主張に有利な判例があれば、図書室から判例のコピーを差し上げるといったことをして、ここでも、なるべく当事者間での解決を勧めております。

ただ、どうしても交渉では解決しないという場合もありますので、その場合には、コストと時間を抑えるために、仲裁鑑定でいかがですかというお勧めをしています。仲裁鑑定というのは、仲裁契約はあるのですが、さらに合意をしていただいて、例えば先ほどのハッチカバーの案件について、ハッチカバーが損害の原因か否かという一定の事項について鑑定を出し、当事者はそれに従つて最終的に争いを解決するというものです。これは事項鑑定ともいいます。損害額などについては、当事者が鑑定の結果によって最終的に決めるのですが、争いとなっている限られた事項について第三者の公正中立な判断、つまりハッチカバーの隙間により濡れ損が生じた否かの鑑定をもらうのです。仲裁鑑定は格安で非常に短期にできるものですから、争い

のある当事者が依然として良好な関係にある場合には有効であると思います。

相手が仲裁鑑定に同意してくれなくて難しいという場合には、仲裁契約に基づいて一方的に仲裁を申し立てることになります。その場合に私が説明するメリットとしては、まず仲裁判断までの期間が短いということです。海運集会所では国際案件であっても約1年で判断を出しています。国内の案件ですと平均9ヵ月ぐらいで解決しています。そういうことで非常に早く解決します。もちろん仲裁判断は確定判決と同一の効力を有するので、上訴できないのです。もっとも、先ほどお話ししたように、仲裁判断の取り消しの訴えを提起したり、判断の執行の段階で争うといったことは可能ですが、「1回限り」ということに対する仲裁利用者の反応はさまざまです。いや1回ではちょっと不安ですとおっしゃる方もいます。裁判所なら3回争えるのに、仲裁は1回で終わるのですかと。それに対して、私は、裁判は3回できると言っても、最高裁まで争って何十年かけ代理人費用を何百万円かけても、結局は判決の内容は最後の最後までわからないではないか、そうであれば1回で早く解決しコストも安い方がいいではないか、ということを申し上げます。

しかも、そうだからこそ、海運集会所には調停や和解もあるので。1回ではリスクが大きいと判断される場合には、仲裁人にリクエストを入れて、和解で納めることもできます。仲裁手続の中で賠償額について歩み寄りの手伝いを仲裁人に求めるのです。仲裁は1回限りというのは、恐さでもあり、メリットでもあります。

それから、裁判では裁判官を選べませんが、海運集会所であれば仲裁人を希望仲裁人として選べるというメリットもあります。そして、仲裁人は実務に長けている方です。ハッチカバーの隙間が濡れ損の原因かどうかを適切に判断できるのは実務家の仲裁人であると思います。つまり、これだけの隙間があれば確実に荒天の荒波の中では水が入り、この程度の損害が出るはずだということを、あるいは逆に出ないはずだということを、実務上適切に判断できるのだと思います。それで、仲裁は費用が高いようで、結局は安いのではないですかということを申し上げます。

【司会】

今のお話と関連する第2の質問です。

先ほどの講演の中にもありましたが、日本海運集会所で、インターネットを使って国際的な仕事ができる仲裁人を充実させているというお話でした。実務について専門家としてお仕事をされた人、経験豊かな人の協力が得られるということですが、この点について2点質問したいと思います。一つは、おそらく国際仲裁では英語が使われると思いますが、海運会社の取締役だとかその種の仕事を経験された人、英語の力があるという人の協力は簡単に得られるのでしょうか。仲裁人名簿にこのような人達が入っているのでしょうか。もう一つは、立石様はご自身でご経験を積まれたかと思いますが、どのようにして、仲裁人を積極的に養成されるのでし

ようか。日本海運集会所でも養成されているのかどうかよく分かっていませんが、仲裁人を養成するというシステムがあるのでしょうか、あるいは将来考えておられるのでしょうか。この点について何かありましたらお教えいただければと思います。

【立石】

最初の点につきましては、先ほどデータに示しましたが、1989年から2002年までに198件申し立てがあり、そのうち国際案件は94件あります。その中の全てが英語による手続になる訳ではありません。なぜかといいますと、外国の当事者が日本の弁護士の代理人を立てた場合には、通常はその段階で日本語に切り替わります。ですけれども、基本的には国際案件は英語によると規則にもうたっておりますので、国際案件のヒアリングに当事者が出てくる場合は、全て英語で行っております。日本人の代理人弁護士がついている場合でも、たとえば船主がギリシャの船主で、ちょうど日本に行くからヒアリング期日に出席できるという場合には、英語でヒアリングします。通訳が必要であれば、当事者が自費で通訳をつけるのですが、私の経験では通訳をつけたということは、まずありません。ですから、仲裁人も当事者（代理人）も事務局もすべて英語でいくということで、国際案件の仲裁人には英語も問題ないという方が選任されます。今まで英語で困ったという仲裁人はおりませんでした。TOMAC 仲裁人は今200人程度いますが、その中に船会社の現役、OBあるいは保険会社、商社、造船、ブローカーの方々と、英語で日常取引されておりますから問題ありません。そういう意味では、TOMAC 仲裁人は英語に堪能でしかも実務に長けている、レベルが非常に高いと思っております。

仲裁人の養成につきましては、この秋に海運集会所単独ではありませんが、国際仲裁連絡協議会という日弁連の枠組みの中で、仲裁人養成プログラムを実施しました。これは海運集会所の松元俊夫常務理事がプログラムの素案を作ったものです。海運集会所としても仲裁人プログラムを積極的にバックアップしました。わが国で初めての試みで、仲裁人養成を一層高めていくということになっています。

また、ロンドンに本拠を置く英国仲裁学会 Chartered Institute of Arbitrators は1915年の設立ですが、仲裁人教育に非常に力を傾けている協会です。世界各地で仲裁人教育プログラムを実施しており、その入門コースが東京でこの11月に開催されました。私も準備委員会の委員でしたが、11月の21、22日の2日間終日行いました。この英国仲裁学会の教育プログラムには修了試験があり、質を高めています。英国仲裁学会には入門コースの他にメンバーコース、フェローシップコース、Chartered Arbitrator コースと4段階あり、最後の試験にパスしますと晴れて国際仲裁人として活躍できるということになっているようです。今回東京で行われたのは入門コースですが、それでも仲裁の基本概念、手続保障や UNCITRAL（国連国際取引法委員会）モデル法の解説、仲裁における主張・立証の仕方、ヒアリングの内容、仲裁判断の効力と執行の問題など非常に実務的な内容となっております。

【司会】

他に質問はありませんか。どうぞ。

【森本】

法学研究科の森本です。

基本的な質問なのですか、最初の当事者主義対職権主義というところで、common-law のアプローチによると、仲裁が長期化、高額化すると書かれてあったのですが、実際には、海運集会所では、仲裁の判断が出たり、和解というかたちで解決するという場合には、だいたい平均的にどれくらいの期間がかかるのでしょうか。

【立石】

国際案件では13ヵ月くらい、1年ちょっとで判断までいっています。国内案件では9ヵ月くらいです。これは長いではないかという方には、英米の仲裁がどれだけ長いかということの説明しなくてはいけないと思いますが、最低でも2年くらいかかっていると聞いています。ですから、国際会議などに行って TOMAC が国際案件で1年くらいで解決していると言うと、それは早いと皆さん驚かれます。英米では当事者主義が厳格で、徹底的に当事者が納得するまで主張・立証を繰り返すため、こういったことになるのではないのでしょうか。あるいは、アメリカですと例の discovery といい、手続の前の段階で大量の証拠開示の手続があり、仲裁でもこれがある程度行われているということで、すごく時間がかかっていると聞いています。

それに対して海運集会所では、確かに当事者主義が原則ではありますが、追加の調査を職権で行い、場合によっては和解で迅速に納めるということで、今言ったような数字になっています。ただ、これは普通仲裁の場合です。海運集会所には普通仲裁の他に簡易仲裁と少額仲裁の二つの手続があります。請求金額が2000万円超の案件は普通仲裁手続になるのですが、2000万円以下のものは簡易仲裁手続を選択できます。これは普通仲裁と比較して、主張・立証する期間が短くなっていたり、書類の交換の回数が少なかったり、あるいは仲裁人選任およびヒアリング召集までの期間が短いという簡素化された手続です。それから、少額仲裁手続は原則的に書面だけによるものです。document only の仲裁で500万円以下の請求の場合に選択できます。この場合は通常2~3ヵ月で仲裁判断が出されています。

【竹原】

竹原です。

海運集会所が扱う事件はどのようなものをイメージすればよいのでしょうか。例えば、判例にあるような、コンテナが壊れて損害が発生したとか、船体の一部の損傷により貨物に損害を与えたというように、基本的に物的損害に対する賠償請求をめぐる争いをイメージすればよい

のでしょうか。さらに、それとは別に、例えば、人身事故のケースで生命・身体に対する加害行為による損害賠償も仲裁で扱うことはあるのでしょうか。

【立石】

あまりないですが、船舶の衝突や海難で、貨物の損害あるいは人身の損害が出た場合でも、まず海難審判庁で行政責任を決めるために審判が行われます。その上で、あるいはそれと並行して、民事責任を問うということですが、船舶の衝突などでは当事者は契約関係にないので、仲裁契約があらかじめ存在するということはありません。そして、衝突があった後に、あらためて仲裁契約を締結するというのも稀です。

ただ、船舶の所有者と保守業者がメンテナンス契約を結んでいるような場合で、メンテナンスの不備によって本船が座礁し、乗組員が人身障害を負ったというケースを想定してみましょう。船主が保守業者に対して、本船および人身の損害について賠償してほしいとして仲裁を申し立てるのですが、メンテナンス契約中の仲裁契約が人身損害の解決までカバーしているのであれば、仲裁を受け付けると思います。私の記憶では、今年東京地裁で、第三者の人身損害についても、当事者間でその負担について争っている場合には、仲裁契約の対象であるとした判決が出されていると思います。

【竹原】

仲裁判断による紛争解決を利用するとして、そもそもこの制度は海事事件は海事事件に詳しい専門家が判断した方がいいという意味で作られたと思いますけれども、そうなりますと普通の裁判所の手続よりも手続保障に欠けるおそれがあるのではないのでしょうか。手続保障が十分か否かはどのようにチェックするのでしょうか。

【立石】

手続保障の違反がないように、手続の進め方および仲裁判断の内容を事務局が適宜チェックしています。仲裁人は本案について判断する専門家ですが、仲裁規則に基づいた手続については念のため事務局に確認するなどして慎重に手続を進めます。仲裁人の協議や当事者のヒアリングの際には、事務局が必ず同席しており、手続保障の違反がないように二重のチェックをしているということです。最終的には仲裁判断が取り消されるということが一番問題ですので、仲裁判断が取り消されるということがないように、手続保障をキチンとしています。

私の所属する仲裁部では、仲裁手続の研究はもちろん、実体法の研究もしておりますので、手続のみならず本案の法解釈についても、仲裁人に意見を求められれば見解を表明します。現実には、海運集会所の仲裁の場合、仲裁判断の原案は多くの場合、私を含む仲裁部スタッフが起案します。仲裁判断はもちろん仲裁人が出すものですが、その判断の元となる原案、つま

り、賠償責任や賠償額に対する仲裁人の見解を聞き、さらに主張・事実を整理して、案としてまとめるのです。ワードなどのワープロ文書に書いていきます。もちろん、その原案に仲裁人が手を加えます。そういう意味でも、海運集会所の仲裁判断は、取り消されたり、執行を拒否されたりする可能性が極めて低くなっています。先に申し上げたように、これまで海運集会所の仲裁判断が取り消されたことは一度もありません。

【竹原】

チェック機能というところで質問したいのですが、海運集会所は「職権調査主義」言いかえますと当事者の意見を全部聴いて、その後、職権で調査できるということとの関連で質問したいと思います。はじめに、講演を聞いた漠然とした感想なのですが、この JSE（日本海運集会所）の役員は「商船三井」ですとか、「日本郵船」とか、ほとんど船舶の関連の人々で占められているような感じを持っています。このような状況で職権調査というのはどのように機能するのかと疑問に思いました。このような大きい船舶会社の言うことを聞かないと、絶対に「はみ出し」してしまうように思います。力がある人のする「職権調査」ということで手続も成り立っているのではないのかと思いました。そのような状況のなかで実質的な正義を実現するという言葉を聞いて、違和感がありました。ここで皆さんのお話を聞いていて思ったのは、やはりこういうやり方は国益とかに関係してくるのかと思いました。日本は小さな国なので船舶会社もまとまっていけないと、外国の会社との紛争も解決できないのではないのかと思いました。それと、民事訴訟の仲裁に関する規定も 1890 年からずっと変わっていないというお話を聞き、当時、民事訴訟法を作ったのはイギリスとかアメリカとかにわが国が認められるためだという経緯があるということ思い出しました。そういう事情から、民事訴訟や仲裁の手続において「正義」とか「当事者主義」とか「職権主義」という言葉も使われるようになったと思いました。紛争解決の仕方とかいうのは論理的にはそのような考えのうえに成り立っているのですが、実際的には日本的な、僕らも納得できるような解決の仕方を選択しているのだと思いました。僕個人の意見としては、僕も日本人なので海事件はそれに詳しい人が職人的な判断をして解決するのも悪くないなと思いました。そのほかに、1890 年以前から、日本は海に囲まれていて海上運送が重要視されていたので、海事仲裁も行われていたのではないかとも思いました。以上です。

【立石】

重要な点だと思しますので、二つほどコメントさせていただきます。海運集会所というのは、いわゆる業界団体ではありません。業界団体と言ってしまうと、海運業界の利益になるような仲裁判断を出すというふうに考えられてしまうかもしれません。確かに今ご指摘のように会長は商船三井、理事長は日本郵船からお願いしていますが、それ以外の理事、常任理事

は、あまねく船会社、造船会社、商社、保険会社、銀行、ブローカーなどから出ております。海運集会所の運営上の重要事項は、常任理事会によって審議・決定されておりますので、特定の業界の利益になるような仲裁判断を出せるような仕組みはないと思っています。

また、仲裁人の選任においても、本件と密接な関係のない中立の仲裁人が立ちます。例えば先ほどのハッチカバーによる損害の問題ですと、普通仲裁の場合は通常3人の仲裁人が選定されるのですが、船主サイドで本件と密接な関係のない方、オペレーターサイドから一人、荷主側から一人というように、その案件に対して、あらゆる角度から検討して公正中立な判断を出せる中立の3名が選ばれ、判断を出していきます。この場合で三人とも船主サイドの仲裁人であると、偏った判断が出されるのではないかという疑念を生みますので、そういうことは回避する仕組みをとっています。

もう一つ日本の国益という話がありましたが、やはり外国からソッポを向かれると非常にまずいということで、1890年の仲裁法が今度改正されるにあたっては、基本的にUNCITRALモデル法の精神、あるいはその法文をそっくり取り込むといった試みがなされると聞いております。そうなりますと、開かれた仲裁として認識される一助になると思われます。UNCITRALのモデル法は、世界の代表がこの仲裁法を模範としようといわれ、世界各国もそれを取り込んで仲裁法の整備を進めているのですから。日本では110年ぶりの改正ということになりますが、UNCITRALモデル法は世界で最も認められているものです。基本的にモデル法に規定されるのと同じ手続がとられるということになれば、外国当事者は安心して日本の仲裁に合意する可能性が高まると考えています。

【司会】

司会者としてもう一点お尋ねします。先ほど少しお話がでていましたが、仲裁判断のdraftをお作りになるということで、ちょうど私の質問したいところに来たのですが、おそらく日本海運集会所で和解あるいは調停のケースでも執行のことを考えますと、仲裁判断として示されるケースもかなりあるだろうと思うのです。仲裁判断ですと現在の日本の仲裁に関する規定から言いますと、事実あるいは理由を記載しないといけないということになりますが、和解とか調停のケースで、特に早い段階で和解が成立して、それを仲裁判断の形式に変えるというときの事実の記載などはどのようになさっておられるのでしょうか。

【立石】

原則としては仲裁判断と同じにしております。これは、和解の内容を仲裁判断にして執行力をつけるために行います。和解合意書では執行力がありませんので。本来の仲裁判断と和解内容に基づく仲裁判断の違いは、後者には判断の理由が記載されないという点だけです。現行仲裁法第801条により、仲裁判断には理由を付さなければなりません。しかし、当事者が特段の

合意をしたときはこの限りではないと規定されます。まさに和解の場合には理由をつけられませんので、この規定によって、当事者に理由を要さない旨の合意書を入れていただいた上で、その合意にもとづき理由は付されないが、執行力のある仲裁判断を作成し、交付いたします。

【司会】

他に何か。どうぞ。

【渡邊】

法学研究科の渡邊と申します。

先ほど、仲裁手続には普通仲裁・簡易仲裁・少額仲裁の3種類があるとお聞きしました。この少額仲裁手続というのは、民事訴訟でいうところの少額訴訟手続のようなものと自分では考えています。仲裁規則には、仲裁人の選任の際、普通仲裁では当事者が希望仲裁人をノミネートできると規定がありますが、少額仲裁や簡易仲裁の場合には仲裁委員会が決定・選任するという規定もあります。また、少額仲裁の場合には原則書面審理のみとされています。簡易迅速な仲裁を行うという目的のためには仕方がないことかもしれませんが、当事者の意見や希望が反映しきれない面があるのではと疑問に思います。そのような質的な面で、少額仲裁手続は普通仲裁手続と比較して劣ってしまうことはないのでしょうか。

【立石】

正直に申し上げて質的に異なることはあると思います。大企業が500万円以下の争いで少額仲裁を申し立てる場合と、大企業同士で例えば2億円、3億円請求して普通仲裁を申し立てる場合とで、やはり当事者の気持ちの入れ具合は当然違ってくるのではないかと思います。少額の争いでは、ある程度費用に見合った手続の簡素化ということは仕方がないのかなと思います。海運集会所としても、少額の場合は最低ですと全部で13万円しか頂かないのです。申立料が3万円、少額仲裁納付金は請求金額の5%、ただし10万円を下回らないとなっております。ですから200万円の請求ですと5%は10万円になります。申立人は、200万円の少額紛争で13万円納めれば、実務家の仲裁人が簡便迅速に判断してくれるということで、費用対効果を考えて、この手続を選んでくることになると思います。もちろん、500万円以下の少額の争いでも、普通仲裁手続を選んでではないということはありません。500万円の争いでも、主張・立証を十分に尽くしたいとか、かならず勝てる自信があるということなら、普通仲裁手続を選択して、それぞれ45万円を納めて争っていくことも可能です。少額の争いであれば、企業人はおそらくそこまで考えないのではないかと思います。稀ですが、実際にこうした選択をする申立人もおりました。

サービスの一環としてユーザーのニーズにあわせて、さまざまなオプションを提供していく

ことは重要です。こういう手続もあります、当事者が宜しければ簡便迅速にできます、仲裁人も委員会が一方的に選びますということで、普通仲裁よりは、少額仲裁の方が手続上満足度では劣るかも知れないのですが、それも当事者自治の範囲内であると理解しております。

【司会】

まだ少し時間がありますので、この機会に何か質問はありませんか。

これは実務的な問題ではなくて、専ら理論の問題であります。先ほど仲裁契約の効力なども仲裁人が判断して仲裁手続を進めることになると、講演の中でもそういうお話がありました。仲裁判断が出しても、後で仲裁判断の承認・執行の問題になりますと国家の裁判所がまた判断するわけですね。そうしますと、執行判決をもらう段階で仲裁契約の無効の問題が出てきて、仲裁裁判所として例えば1年もかけてやったものが裁判所の判断で全部だめになってしまう。私自身は、国家法のなかに仲裁というものが入ってしまっているということは理屈としては解るのですが、国家の裁判所による解決と仲裁裁判所あるいは仲裁機関による判断というものとは相並んでいるものではないだろうかという認識を持っているわけです。実際に仲裁の実務に携わっておられる立石様からしても、仲裁手続をこれだけ慎重に、仲裁契約の点も一応クリアしているのに、それなのになぜ裁判所が執行判決訴訟で、すなわち、承認・執行の段階で取り消したりするのだろうかという疑問に思っています。仲裁契約が無効だから仲裁判断の効力は認められないという裁判所の判断について、何か疑問というものはございませんでしょうか。

【立石】

おっしゃる通り、疑問に思っております。実務に携わっておりますと、素晴らしい仲裁人がきちんと手続保障をとり、執行可能な判断、正当な判断を出しているにもかかわらず、相手方が仲裁判断を任意に履行してくれないと、国家権力による執行の問題が持ち上がってまいります。相手方は、仲裁契約に合意し仲裁手続に参加して判断が出されたときに、負けた事実のみをもって、仲裁契約が無効だと言ったり、判断が不当だと言って争うのです。まず、私は、それならばなぜ最初の段階で仲裁に応じてきたのかと考えてしまいます。その段階で争っているのなら解るのですが、仲裁判断という結果を見て、気に入らないと言っているわけですから、それは不当ではないかと思っております。

また、仲裁判断の執行については、かなり最近の判例でも、仲裁人の手続違背を審査する必要があるのだということを述べておりますし、仲裁法第802条と民事執行法第22条でも、まず執行判決をとらないと執行できない旨規定しております。やはり、法律も古いのかなということを実務担当者として常日頃感じているところです。

【司会】

私自身もその問題で悩んでいます。仲裁付託の段階で、すでに相手方と仲裁契約の効力について争いがあるケースで、それについても仲裁人として慎重に判断して有効と考え仲裁手続に入ったケースでも、裁判所は仲裁契約を無効と判断しているケースが多いのです。そういう裁判所の判断についてどうしても納得がいかないという点がありますので、お尋ねしたわけです。

【立石】

先ほども申し上げましたが、海運集会所で出された仲裁判断は、おかげさまで取り消されたということは今まで一度もありません。相手方が仲裁判断の内容を任意に履行せず、裁判所で争ったというケースは結構あるのですが、仲裁人の判断はきちんとしていますし、事務局も手続違反が無いようにチェックしておりますので、争われてはいますけれど取り消されたことは一度もありません。仲裁契約の不存在自体から争われてもいますが、その場合でも、その理由で仲裁判断が取り消されたということもありません。他の機関あるいはアド・ホックの仲裁では結構判例となって憂き目にあっていますね。

もともと仲裁契約が有効でないといった問題は、先ほどのお話にもありましたが、仲裁人あるいは事務局が最初の段階で厳しくチェックしております。裁判所の判決動向についても、仲裁部事務局は勉強しており、そうした事例に基づいて仲裁契約が無効とされる可能性が高いと判断される場合には、当事者に裁判所に行くように勧め、一方、大丈夫であれば仲裁手続を進めるということになります。

【司会】

予定していた時間がそろそろまいりました。もうお一人くらい質問していただいてもよろしいのですが…。

それでは長時間にわたりまして、講演とセミナーにご出席いただきましてありがとうございました。今日は有益なお話をお聞きすることができました。また、今日の皆様の発言につきまして、テープを文字におこしまして、記録として後日配布したいと思っております。後日皆様のお手を煩わすこともあろうかと思しますのでその点も宜しくお願いいたします。

本日はどうも有難うございました。立石様に改めて御礼申し上げます。これで閉会と致します。